

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳 情 個 審 答 申 第 1 9 号)

平 成 2 9 年 9 月 2 5 日

徳情個審答申第19号

平成29年9月25日

徳島市長 遠藤 彰 良 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 豊 永 寛 二

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第3号の
規定に基づく諮問について（答申）

平成29年8月17日付市税発第270号により徳島市長から諮問のありました個人住民税課税事務に係る特定個人情報保護評価の第三者点検の件について、次のとおり答申します。

結論

個人住民税課税事務に係る特定個人情報保護評価について、特段の問題は認められないが、申告支援システムの操作など正規職員のみが行う事務に関しては、正規職員のみがその事務を行う旨を明記することが望ましい。

また、誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクについて、課題が残されている点に関しては、人為的なミスを完全に取り除くのは困難ではあるものの、少しでもそのリスクを軽減するために、より有効なリスク対策を模索し、実施していくことを求める。

< 参考 >

(審 査 会 の 経 過)

年 月 日	審 査 会 の 経 過
平成 29 年 8 月 17 日	実施機関から諮問書を受理。
平成 29 年 9 月 4 日 (29年度第 3 回審査会)	個人住民税課税事務に係る特定個人情報保護評価について概要説明及び質疑応答を行った。
平成 29 年 9 月 25 日 (29年度第 4 回審査会)	答申案の検討を行った。